

# 平成30年 第4回 まんのう町議会定例会

まんのう町告示132号

平成30年第4回まんのう町議会定例会を次のとおり招集する。

平成30年11月26日

まんのう町長 栗田 隆義

1. 招集日 平成30年12月4日
2. 場 所 まんのう町役場議場

## 平成30年第4回まんのう町議会定例会会議録（第1号）

平成30年12月4日（火曜日）午前 9時30分 開会

### 出席議員 16名

1番 鈴木 崇 容	2番 常 包 恵
3番 小山 直 樹	4番 京 兼 愛 子
5番 竹林 昌 秀	6番 川 西 米希子
7番 合 田 正 夫	8番 三 好 郁 雄
9番 白 川 正 樹	10番 白 川 皆 男
11番 大 西 樹	12番 松 下 一 美
13番 三 好 勝 利	14番 大 西 豊
15番 川 原 茂 行	16番 田 岡 秀 俊

### 欠席議員 なし

### 会議録署名議員の指名議員

8番 三 好 郁 雄                      9番 白 川 正 樹

### 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 多 田 浩 章              議会事務局課長補佐 平 田 友 彦

### 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長 栗 田 隆 義              副 町 長 栗 田 昭 彦  
教 育 長 三 原 一 夫              総 務 課 長 長 森 正 志

企画観光課長	常包英希	税務課長	池下尚治
住民生活課長	細原敬弘	福祉保険課長	佐喜正司
会計管理者	東原浩史	健康増進課長	久保田純子
建設土地改良課長	池田勝正	農林課長	森末史博
琴南支所長	萩岡一志	仲南支所長	見間照史
教育次長	脇隆博	学校教育課長	香川雅孝
生涯学習課長	松下信重	地籍調査課長	岸本広宣

**○田岡秀俊議長** おはようございます。

ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、これより平成30年第4回まんのう町議会定例会を開会いたします。

招集者であります町長の御挨拶をお願いいたします。

町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 皆さん、おはようございます。本日は、平成30年第4回12月まんのう町議会定例会を開催いたしましたところ、議員各位におかれましては、年末の公私ともに大変お忙しい中、御参集を賜りましてありがとうございます。

町にクリスマスソングが流れ、師走の声を聞くと、何やら慌ただしいきょうこのごろですが、1年のたつのは早いもので、ことしもあと一月足らずとなりました。

今回、上程させていただいておりますのは、議案12件、報告2件でございます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

**○田岡秀俊議長** 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ちまして、議会報告をいたします。

事務局長、多田浩章君。

**○多田議会事務局長** 御報告申し上げます。

初めに、町長から、地方自治法第180条第1項の規定に基づく専決処分報告2件を受理いたしました。

次に、町長から、地方自治法第149条の規定に基づく議案12件を受理いたしました。

次に、組合議会関係について、平成30年8月29日、平成30年中讃広域行政事務組合議会8月定例会が開催され、認定第1号 平成29年度中讃広域行政事務組合一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の認定についてほか5件の審議がされております。

平成30年9月28日、平成30年第2回仲多度南部消防組合議会定例会が開催され、認定第1号 平成29年度仲多度南部消防組合一般会計歳入歳出決算認定についてほか1件の審議がされております。

平成30年10月24日、平成30年香川県中部広域競艇事業組合会議10月臨時議会が開催され、議案第1号 香川県中部広域競艇事業組合副組合長の選任についての審議がされております。

平成30年11月2日、平成30年11月香川県広域水道企業団議会定例会が開催され、議案第1号 香川県広域水道企業団情報公開条例の一部を改正する条例議案ほか3件の審議がされております。

平成30年11月19日、平成30年中讃広域行政事務組合議会11月定例会が開催され、議案第1号 平成30年度中讃広域行政事務組合一般会計補正予算（第2号）ほか2件の審議がされております。

次に、研修関係ですが、平成30年10月9日から11日の3日間、総務常任委員会、教育民生常任委員会が、議員研修として、山口県周南市、公共施設再配置の取り組み、もやいネットセンター（総合福祉センター）の推進、長崎県大村市、新工業団地整備・企業誘致、市民いきいき助成金、地域包括ケアシステム体制確立、こども未来館「おむらんど」の視察研修を行いました。

平成30年10月24日から26日の3日間、建設経済常任委員会が議員研修として、長野県安曇野市、そば栽培とまちづくり、地域の活性化、飯田市にある株式会社南信州観光公社において、地域の自然・歴史・食を生かした地域ぐるみの体験観光の展開の視察研修を行いました。

平成30年11月12日、香川県自治会館において、香川県町議会議員等研修会が行われ、日本事業構想研究所、木村俊昭先生より「地域創生成功の方程式はあるのか?」、徳島県那賀町議会議会改革調査特別委員会、柏木岳委員長より「どこの議会もかえられる!」の講演がありました。

次に、監査関係ですが、まんのう町監査委員より、平成30年7月分から9月分までの一般会計収支、各特別会計収支の出納検査の報告が参っております。

以上で議会報告を終わります。

**○田岡秀俊議長** 議会報告を終わります。

## 日程第1 議会運営委員会報告

**○田岡秀俊議長** 日程第1、本日の議事日程等について議会運営委員会の報告を願います。

議会運営委員長、白川皆男君。

**○白川皆男議会運営委員長** 議会運営委員会の12月定例会運営に関する報告を申し上げます。

11月29日、午前9時30分より、第1委員会室におきまして、副町長、総務課長、議長同席のもとに、議会運営委員会の委員全員が出席いたしまして、12月定例議会の運営について慎重に審議しました。その結果を御報告いたします。

それでは、お手元に配付されております議事日程第1号について御説明を申し上げます。

日程第1 議会運営委員会報告 議会運営委員長

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 会期の決定 本日より12月14日までの11日間といたします。

日程第4 町政報告

日程第5 所管事務調査の委員長報告 教育民生常任委員長

日程第6 所管事務調査の委員長報告 建設経済常任委員長

日程第7 所管事務調査の委員長報告 総務常任委員長

日程第8 報告第1号 専決処分の報告について（給食費滞納等の請求事件）

日程第9 報告第2号 専決処分の報告について（給食費滞納等の請求事件）

日程第10 議案第1号 まんのう町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について 即決でお願いします。

日程第11 議案第2号 まんのう町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について 即決でお願いします。

日程第12 議案第3号 まんのう町職員の給与に関する条例の一部改正について 即決でお願いします。

日程第13 議案第4号 まんのう町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について 即決でお願いします。

日程第14 議案第5号 まんのう町印鑑条例の一部改正について 教育民生常任委員会付託

日程第15 議案第6号 塩入辺地に係る総合整備計画の策定について 総務常任委員会付託

日程第16 議案第7号 勝川辺地に係る総合整備計画の策定について 総務常任委員会付託

日程第17 議案第8号 まんのう町特別養護老人ホームの指定管理者の指定について 総務常任委員会付託

日程第18 議案第9号 まんのう町琴南高齢者ふれあいランドの指定管理者の指定について 総務常任委員会付託

日程第19 議案第10号 まんのう町琴南高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について 総務常任委員会付託

議案第8号から議案第10号までの3案件は関連がありますので、一括議題とさせていただきます。なお、教育民生常任委員会との合同審査とします。

日程第20 議案第11号 平成30年度まんのう町一般会計補正予算（案）第4号 総務常任委員会付託

日程第21 議案第12号 平成30年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算（案）第1号 教育民生常任委員会付託

一般質問は、12月5日、6日の本会議にて行います。

以上の日程で意見の一致を見、午前10時38分、委員会を閉会いたしました。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

**○田岡秀俊議長** これをもって、議会運営委員会の委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○田岡秀俊議長** 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

## 日程第2 会議録署名議員の指名

**○田岡秀俊議長** 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、8番、三好郁雄君、9番、白川正樹君を指名いたします。

## 日程第3 会期の決定

**○田岡秀俊議長** 日程第3、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月14日までの11日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○田岡秀俊議長** 異議なしと認めます。

よって、会期は11日間と決しました。

## 日程第4 町政報告

**○田岡秀俊議長** 日程第4、町政報告を行います。

町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** それでは、9月定例議会以降の町政報告をさせていただきます。

まず、国内情勢では、11月23日に2025年万博の開催が大阪に決定いたしました。これは1970年以来55年ぶり、2回目の大阪開催で、日本では2005年の愛知以来20年ぶりとなります。そして、2020年の東京オリンピック・パラリンピックに続く大規模な国際イベントとして経済波及効果に期待が高まっております。

次に、国内における経済の動向についてでございます。

先ごろ、日本銀行が発表いたしました企業短期経済観測調査（9月調査）の大企業・製造業の景況感を示す業況判断指数は3期連続で悪化しました。これはリーマンショックで過去最低を記録した2009年3月以来9年半ぶりでございます。為替の円安を背景に企業収益は好調を維持しているものの、相次ぐ自然災害や原油などの原材料高が企業心理を下押しし、先行きの見通しでも慎重な姿勢が広がっております。

そのような中、11月12日に発表されました香川県金融経済概況では、香川県内の景気は回復していると報告されています。概要として設備投資は増加傾向であり、個人消費は着実に持ち直し、公共投資は高水準で、企業の生産動向、雇用者所得も緩やかに持ち直し、消費者物価の前年比は1%程度となっております。

次に、ことは例年になく早い段階から台風が発生し、通算29件で2013年の年間31件に次ぐ多さでございます。特に8月には9件の台風が発生し、過去50年で年間発生件数が1番多い年となりました。

そして、9月30日から翌日未明にかけて、まんのう町におきましては、台風24号により暴風・大雨洪水警報及び土砂災害警報が発令され、最大時8名の方が各地区の避難所へ避難されましたが、大きな被害状況はありませんでした。

こうした異常気象や災害に備えて、国、県、気象台、警察、消防など各機関との連携により事前情報の把握と早期発信、そして減災に向けて取り組んでおります。

次に、まんのう町の現状として、10月末現在の世帯数は昨年同期に比べまして13世帯の増で7,436世帯でございます。人口は1万8,717人であり、263人の減となっております。また、65歳以上の高齢者は19人増の6,748人で、高齢化率は35.45%から36.05%に微増となっており、高齢者世帯や独居世帯を含めた核家族化が引き続き進展しております。

次に、町税の徴収につきましては、税負担の公平性を図るため、県下を挙げて滞納対策に取り組んでおり、本町につきましても納税相談による自主納付の促進、また、悪質滞納者に対しては給与・預貯金・不動産等の差し押さえを行っており、本年度は家宅搜索8件を実施し、土地・家屋・車・テレビ等を差し押さえて公売をいたしました。今後も引き続き滞納対策の強化を図りたいと思っております。

また、テレビ、新聞等で報道されました固定資産税の住宅用地特例措置の適用誤りによる固定資産税の過大徴収1件につきましては、所有者の方に対しまして、長年にわたり過大徴収していたことを深く謝罪するとともに、町の要綱に従い20年分の過大徴収分を返還いたしました。今後、新築家屋の入力時に人的ミスが起こらないようにチェック体制を強化し、業務の改善を行ってまいります。

次に、建設土地改良関係ですが、さきの台風24号により町道、河川、農業用施設などが被災しております。応急に工事を要した箇所につきましては復旧を終えておりますが、被災の大きい施設につきましては、災害復旧事業として申請することとしております。

申請する施設につきましては、公共土木災害で町道1路線、河川1河川、農業用施設災害のため池が1カ所ございます。これらにつきましては、今後、申請、査定を経て順次復旧工事を計画、執行してまいります。

次に、まんのう町の新たな取り組みとして、地球環境保全のために平成30年度二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金を活用し、クールチョイス（賢い選択）普及啓発事業を7月より実施しております。8月にはまんのう町としてクールチョイス宣言をし、推進員2

名を任命するとともに、かりんまつりなどイベントでの普及啓発活動を実施いたしました。11月2日には長炭小学校、11月19日には満濃中学校において地球温暖化防止のためのクールチョイスを普及する環境教育授業を行い、各クラスの代表が温暖化防止への取り組み発表を行いました。今後は12月7日に仲南小学校において環境教育授業を実施いたします。

次に、商工観光関係では、10月20日に太鼓台かきくらべが行われ、ことしは大橋、杉ノ上、生稻、新道、五條、天皇の6地区のけんらん豪華な太鼓台が祓川河川敷公園に集結し、その勇壮な担ぎ手の姿を一目見ようと、会場には町内外より2,000人余りもの来場者でにぎわいを見せました。

また、10月28日には、第32回まんのう町かりんまつりを国営讃岐まんのう公園にて開催し、お笑いライブや子供たちに大人気のキャラクターショーなどのステージイベントのほか、会場テント内ではエコドライブ教室やクラフト教室など、新たに体験型イベントの出店が加わり、例年を上回る約9,000人もの来場者で大いに盛り上がりました。

次に、地域振興として取り組んでおりますひまわり関係についてでございます。

ことしのひまわりの種の実績は、作付面積は昨年とほぼ同様の約20ヘクタールでしたが、種の収量は約9トンと半減したところでございます。原因は夏場の雨と高温による障害等で生育が悪かったところもあったため、予想より下回る出来高となりました。これらの種につきましては、半数がことしで、残りは次年度用としてということであり、安定供給に努めるためといたしております。

種子からとれるオイルの量は平均で2割程度ということから、計算上ではありますが、今年度の種からは200ミリリットルの容器で約9,000本をつくることができます。

ひまわりオイルの販売につきましては7月から販売を開始し、現在はインターネット販売と道の駅、かりん亭、高松の栗林庵などで販売をいたしております。

また、ことしの2018年度かがわ県産品コンクールでひまわりオイルが知事賞（最優秀賞）を受賞したことで、販売する上で大きな弾みになると思われまます。

また、10月24日、25日には、東京でバイヤーを対象とした東京フードセレクションへの出展と、同日にサンメッセ香川において「さぬきのイッピンええもんフェスタ」にも出展し、ひまわりオイルを認知してもらうとともに実演販売を行い、さらなるPRに努めております。

さらに11月12日から18日の1週間にかけて、東京新橋にある愛媛と香川のアンテナショップ「せとうち旬彩館」にて試食販売を行い、ひまわり観光大使の花咲ひまわりさんも加わり、PRを行い、多くの方にひまわりオイルのよさをアピールすることができました。12月からは、このせとうち旬彩館での常設販売が決まっております。

今後も、こういったイベントに出展することでひまわりオイルのよさを広めるとともに、内部で販売会議なども行っており、出口拡大に向けて取り組んでおるところでございます。

また、12月の広報でも掲載しておりますが、まんのう町にお住まいの地域の皆様へひ

まわりオイルを無料配布いたします。この機会にぜひお試しくださいと思います。

次に、琴南支所関連でございます。

内科診療所の吉野智博所長が、本年8月に高松市で開催されました第57回香川県国保地域医療学会において、特別養護老人ホームやすらぎ荘の嘱託医として「特別養護老人ホームでの看取りの現状と施設内看取りを増やすために」をテーマに研究発表され、見事優秀賞を受賞されました。

次に、琴南地区の地域振興として取り組んでおります島ヶ峰地区そば栽培体験事業及び川奥そば打ち道場は、都市と山村地域の交流を促進するため、川奥地区において、平成14年度からグリーンツーリズム事業の一環として実施をいたしております。

そば栽培体験事業を実施している島ヶ峰地区は標高800メートルの高冷地で、昼夜の寒暖差が大きく、良質のそばの生産に適しており、讃岐山脈が一望できる自然環境などからリピーターも多く、参加者アンケートでは、毎年開催を心待ちにしている方がほとんどで、当初20名程度でありました参加者が、近年は常に30名以上の参加があり、平成29年度は31名、平成30年度は39名と盛況を博しております。

今年度のそば栽培体験事業は、8月19日に種まき、9月16日に土寄せ、10月21日に刈り取り、はぜかけ、11月11日に脱穀、11月25日に収穫祭を実施いたしました。

そして、川奥集会場で実施しておりますそば打ち道場は、11月末から3月末の間において開催しております。こちらも大変好評で、年々参加者が増加しております。今年度は26回開催する計画であり、参加者は延べ150名以上が見込まれております。

これら島ヶ峰そば栽培体験事業及び川奥そば打ち道場の指導者としては、香川県むらの技能伝承士に認定されております地元農家の方を中心に、集落支援員、地域おこし協力隊員など6名の方に携わっていただいております。

また、美合地区に古くから伝わるそば文化や美しい山村風景を保存、継承していくため、美合地区の有志15名が島ヶ峰の原風景を守る会を設立し、島ヶ峰地区遊休農地の再整備、地域活性化のためのイベント事業実施などのボランティア活動を行っております。

9月23日に実施いたしましたそばの花見会は天候にも恵まれ、町内外から約200名の参加があり、大変好評でありました。

今後、島ヶ峰地区において、グリーンツーリズム事業を中心とした都市と山村地域の交流や耕作地の拡大、そばのブランド化など、地域活性化を促進するための事業を継続的に実施していくため、本年度から駐車場の確保等周辺整備を進めております。

次に、健康増進関係についてでございます。

季節性インフルエンザが流行する時期を迎えました。本年も65歳以上の方を対象としたインフルエンザ予防接種事業を、10月1日から年度末まで自己負担金1,000円で実施いたしております。

また、任意接種ではありますが、生後6カ月から高校3年生までの年齢で希望される方

には、1回当たり2,000円を助成いたしております。予防接種を受ければ絶対にインフルエンザに感染しないわけではありませんが、発症しても重症化を防ぐ効果が期待できます。指定医療機関においてワクチン接種を受けていただきたいと思います。

また、成人用肺炎球菌ワクチンについても、本年度に対象の方は自己負担金2,000円で接種できますので、お早目に接種ください。

次に、生涯学習関係についてでございます。

神野公民館整備工事につきましては、鉄骨建て方、屋根葺き、土間コンクリート工事が完成し、鋼製建具の取り付け工事にかかっており、2月完成に向けて急ピッチで工事を進めております。

次に、綾子踊が9月2日に佐文の加茂神社境内にて公開され、近世初期の女歌舞伎踊りに大勢の観覧者が見入っておりました。

また、前日には、新潟県柏崎市綾子舞保存振興会4名と文化庁2名が来町され、佐文綾子踊保存会と交流を行い、綾子踊を初めとする風流の全国組織設立に向けて、さらに協力、推進していくことを確認いたしました。

次に、満濃池は豊富な歴史に加えて、広大な池敷きと周辺の山容等の変化に富んだ風景は古来より絵図や和歌の題材になるなど、国土美としてすぐれた風致景観を持っております。その満濃池の景観を保護し、未来へつなげるために、国の名勝指定に取り組んでおります。

次に、教育関係についてでございます。

まず、学校施設の整備では、6月に発注した仲南小学校大規模改修工事につきましては、今年度分が10月末に竣工いたしました。

また、四条こども園増設工事及び琴南こども園耐震化工事も無事に竣工いたしております。琴南こども園の工事の間、暫定的に使用しておりました旧琴南診療所の建物を琴南小学校の放課後児童クラブ専用施設として、昨日、12月3日より使用を開始しております。

町内の小中学校、こども園では、本年度、全ての児童生徒、園児を対象に整備した防災用ヘルメットと防災頭巾を用いて、11月1日の香川県のシェイクアウト訓練に合わせて防災訓練をいたしました。さまざまな機会を捉え、防災教育を行っているところでございます。

最後に、交通安全につきまして、香川県下ではことしに入ってから交通事故による人身事故発生件数、死者数が昨年同時期と比べて減少しているものの、交通事故は多発しており、全国ワースト13位となっております。本町においては死者数が0件であるものの、人身事故発生件数が前年同時期の2倍の28件となっております。交通事故は加害者になっても、被害者になっても、本人だけではなく、家族を含めて不幸を招くものでございます。年末年始の社会全体が忙しさを感じる中、改めて交通死亡事故ゼロ、交通事故ゼロの必要性を感じております。引き続き、町を挙げての啓発活動に取り組んでまいりますので、町民の皆様におかれましても、交通死亡事故ゼロ、交通事故ゼロの取り組みに対しまして

御協力をお願い申し上げます。

以上、9月定例議会以降の町政の一端を御報告申し上げます。

なお、各課の町政報告につきましては、お手元に御配付させていただいておりますので、お目通しをお願いしたいと思います。

**○田岡秀俊議長** 町政報告を終わります。

## **日程第5 所管事務調査の委員長報告（教育民生常任委員長）**

**○田岡秀俊議長** 日程第5、所管事務調査の委員長報告の件を議題といたします。

教育民生常任委員会の所管事務調査について委員長の報告を求めます。

教育民生常任委員長、大西豊君。

**○大西豊教育民生常任委員長** 教育民生常任委員会の委員長報告を行います。

去る11月14日、午前9時30分より、第1委員会室におきまして、委員5人全員、議長同席のもと、執行部より、副町長、総務課長、所管課長の出席により、教育民生常任委員会を開催しました。

議題は、所管事務調査について、その他であります。

副町長挨拶の後、特別養護老人ホームやすらぎ荘修繕の現地調査を行い、修繕箇所の詳細な説明を受けました。また、施設内には、手の消毒やうがいをしてから入るなど、施設管理者の衛生面に対する徹底がうかがえました。

その後、第1委員会室に戻り、所管課より事務報告がありました。

まず、琴南支所より、内科診療所・歯科診療所の4月から10月までの診療状況について、内科は対前年度比で診療報酬109.8%、延べ人数102.5%で微増。歯科は対前年度比で診療件数107.7%、延べ人数107.3%でこちらも微増である。

また、内科診療所の吉野先生が第57回香川県国保地域医療学会において、特別養護老人ホーム「やすらぎ荘」嘱託医での取り組みで「特別養護老人ホームでの看取りの現状と施設内看取りを増やすために」をテーマにした研究発表で優秀賞を受賞されたとの報告がありました。

委員より、公設民営である歯科診療所の施設経費等について協定書があれば確認したいとの要望があり、執行部より、歯科診療所は業務委託であり、委託契約書の中の業務仕様書で細かいところを規定しているとの答弁がありました。

次に、住民生活課より、事業報告については、8月から10月までの主要行事、戸籍、住基関係、環境関係などの報告がありました。

環境に関する行事では、10月23日に町議会の全員協議会でごみ処理施設現地視察研修で富士クリーンへの視察について、また、前回の委員会で要望のあった平成29年度年齢別女性の転入転出状況について、最後に、平成31年4月1日より開始予定の住民票等のコンビニ交付の概要について報告がありました。

委員より、総合計画で過疎自立促進計画を立てるに当たって転入転出された方への転入

転出の理由に関するアンケート調査を実施し、分析してはどうかとの意見があり、執行部より、プライバシーもあるのでできる限り実施していく方向で検討するとの答弁がありました。

委員より、コンビニ交付での手数料について、通常窓口の手数料との差は設けるのかとの質疑があり、執行部より、手数料については、自治体により差はあるが、まんのう町においては差をつけずに同額の手数料を徴収する予定であるとの答弁がありました。

委員より、次回より資源ごみの分別された種類別の単価、量について報告いただきたいとの要望があり、執行部より、できる範囲で報告するとの答弁がありました。

次に、福祉保険課より、福祉係関係について、国保・後期高齢者医療係関係、介護保険事業の状況、指定管理者の指定等について、グラフや表を使った資料をもとに詳細な説明を受けました。

委員より、今回、やすらぎ荘の冷暖房の燃料を重油から電気に変更するとのことであるが、太陽光発電は設置しないのかとの質疑があり、執行部より、やすらぎ荘は地形的に日照時間が短い場所にあるため、太陽光発電を設置しても十分に発電できないと思われるとの答弁がありました。

次に、健康増進課より、8月から10月の主要事業報告、中讃圏域健康生きがい中核事業利用実績報告、温泉送迎バス利用実績、子育て支援事業利用実績等について報告がありました。

また、まんのう町がん検診及び健康診査実施要綱の一部改正についての説明があり、これは医療機関で受診する方法で、胃がん検診の自己負担額75歳以上を平成31年度より無料から2,000円に変更するとの説明がありました。

次に、学校教育課より、9月から11月の主要行事報告、11月1日現在町内園児・児童・生徒数の報告、また、専決処分の報告では、滞納給食費等の請求事件について説明がありました。これは、給食費の滞納者に対し督促等再三の納付指導を行ってきたが、その履行がなされないため、支払い督促の申し立てを裁判所に行ったものであるとの報告がありました。

また、防災については、今年度、町内のこども園、小中学校に防災ヘルメット、防災頭巾を整備し、これを用いた避難訓練の写真を使った資料をもとに説明がありました。

次に、生涯学習課より、主要行事、町立図書館、スポーツセンターまんのう、まんのう天文台、民具展示室の利用状況の報告がありました。

また、神野公民館整備工事の進捗状況について、写真をもとに説明がありました。

以上、所管事務調査を行い、午後3時20分に委員会を閉会いたしました。

以上で、教育民生常任委員会の委員長報告を終わります。

**○田岡秀俊議長** これをもって、教育民生常任委員会の所管事務調査に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

#### 日程第6 所管事務調査の委員長報告（建設経済常任委員長）

○田岡秀俊議長 日程第6、所管事務調査の委員長報告の件を議題といたします。

建設経済常任委員会の所管事務調査について委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長、松下一美君。

○松下一美建設経済常任委員長 建設経済常任委員会の委員長報告を行います。

去る11月15日、午前9時30分より、第1委員会室におきまして、委員5名全員、議長同席し、執行部より、副町長、総務課長、所管課長全員出席のもと、建設経済常任委員会を開催いたしました。

議題は、所管事務調査、その他についてであります。

まず、現地調査のため、県営中山間総合整備事業片岡東地区圃場整備、追上地区集落道整備の工事現場、小規模ため池防災対策特別事業三宅下池の現場、町道長谷吹砂古線維持修繕修繕前の状況についてそれぞれ視察を行いました。

その後、第1委員会室に戻り、所管課より事務報告がありました。

まず、地籍調査課より、本年度の炭所東地区の調査実施状況、平成31年度調査地区ヒアリング等について報告がありました。

委員より、平成30年度の調査区の説明の中で4件の再立会があったと報告を受けたが、これは筆界未定なのかとの質疑があり、執行部より、この4件については筆界未定ではない。現在、日程調整し、再度、立会を行うとの答弁がありました。

次に、農林課より、農業委員会関係、農林振興関係の実施状況及び行事報告、満濃農村環境改善センターの利用状況について説明、報告がありました。

また、先般の全員協議会で、企画観光課と農林課より、農産法の実施計画策定に係る吉野大宮地区における工場立地計画に町として進めていくとの報告、説明した件について、その後、立地希望企業より工場建設を断念すると申し出があったこと、そして、これに伴い企業立地の確実性を失ったことから、町はこの申し入れを受け、吉野地区の工場立地計画の中止を決定したとの報告がありました。

委員より、工場誘致が中止になった原因は何かとの質疑があり、執行部より、立地希望企業が土地の取得について事前調査をした時点では土地の取得が可能であると判断したが、その後、地権者と用地取得の交渉をしたところ、合意に至らなかったため、企業は計画を断念したものであるとの報告がありました。

委員より、農業就業を目的とする町外からの移住者はアパート等の家賃が相当な負担になっており、せつかくまんのう町に移住しても、農業だけでは生活が苦しいことから、定住せず都会へすぐ出て行き、なかなか担い手が見つからない。この実態についてどう思うかとの意見があり、執行部より、難しい問題という印象である。第1次産業の職場の社会

保障は充実しておらず、2次産業、3次産業の大きな組織であれば、家賃の話に特化しても会社から家賃等の手当が出る。1次産業の場合はそういう制度が未整備である。現実問題として、借家であれば家賃も負担になり、農業に従事したくても諦めざるを得ないといった現実もある。まず、移住した若者が目的とするのは、最終的に経営者であり、もうかる農業である。そこに至るまでは時間が必要で、経験や知識も必要なため、雇用者がそこをどこまで指導できるか、また、資金や財政面でどこまで負担や支援できるか難しい問題であるとの答弁がありました。

委員より、土地利用型担い手農家からの意見聴取会でどういった意見が出たかとの質疑があり、執行部より、主な意見としては、農業機械の補助事業関係や鳥獣害対策に関する要望である。また、農業以外にもいろいろな意見もあり、これらを取りまとめて何らかの機会にお知らせしたいとの答弁がありました。

また、委員より、ヒマワリ関連の生産から商品開発、販売等について、年に数回は委員会で状況報告いただきたいとの要望がありました。

次に、建設土地改良課より、土地改良事業関係の進捗状況、主なため池の貯水状況、林道・公共土木・都市計画・住宅事業関係の工事進捗状況、下水道の接続件数、農業集落排水事業使用料調定等についての報告がありました。

委員より、公共事業の道路整備等工事を3月補正で増額するのかとの質疑があり、執行部より、道路整備等、修理には相当な予算と時間がかかる。一度に予算を増額し、短期間で全てを完了することは不可能であるが、今後の予算についてどうするか検討するとの答弁がありました。

委員より、農林災害の場合、実施設計は2分の1を町が負担するが、査定設計の場合は全額地元が負担をするのかとの質疑があり、執行部より、農林災害の査定設計の場合、全額地元負担になる。町負担について調査検討するとの答弁がありました。

以上、所管事務調査を行い、午後3時32分に委員会を閉会しました。

以上で、建設経済常任委員会の委員長報告を終わります。

**○田岡秀俊議長** これをもって、建設経済常任委員会の所管事務調査に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○田岡秀俊議長** 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

## **日程第7 所管事務調査の委員長報告（総務常任委員長）**

**○田岡秀俊議長** 日程第7、所管事務調査の委員長報告の件を議題といたします。

総務常任委員会の所管事務調査について委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、大西樹君。

**○大西樹総務常任委員長** 総務常任委員会の委員長報告を行います。

去る11月26日、午前9時30分より、第1委員会室におきまして、委員5名、議長同席のもと、執行部より、町長、副町長、所管課長出席し、総務常任委員会を開催いたしました。

議題は、所管事務調査、その他についてです。

まず、総務課より、事業報告、火災・救急出動報告、交通事故発生日報、高齢者免許返納者状況、香川県知事選挙報告、防災出前講習状況等について報告がありました。

委員より、先般、総務常任委員会で公共施設再配置の取り組みについて、山口県周南市へ視察研修を行いました。まんのう町でも公共施設のあり方について管理計画はあるが、今後、どのような形で進めていくのかとの質疑があり、執行部より、まんのう町公共施設等総合管理計画では、平成29年度から10年間の計画を立てている。計画書の中には、建物で156施設あり、個々に各施設の状況、見通し等を上げている。財政的な面もありスタートがおくれているが、今後、できるだけ早い期間に個々の施設全てに見直しをかけ、方向性を出すよう進めていくとの答弁がありました。

次に、企画観光課より、企画調整関係で、中讃区域行政事務組合での企画協議会では自治体クラウドへの対応、また、焼却灰の資源化について説明がありました。ことなみ振興公社、仲南振興公社の実績報告、第2次まんのう町総合計画については、現在、住民アンケートを実施、来年4月、5月にワールドカフェ・ワークショップ、5月、6月には中学生によるワークショップを予定しているとの説明がありました。

また、第13回全国水源の里シンポジウム開催予定については、開催地がまんのう町、琴平町の共同開催、開催日が来年度、平成31年11月7日、8日の2日間、参加者が約400人で地元の方の一般参加もお願いする予定との報告がありました。

コミュニティー、自治会関係では、連合自治会研修で徳島県神山町サテライトオフィスの視察研修について、交通対策関係では、あいあいタクシー事業実績で利用者数が前年比1割減、福祉タクシー実施状況では、タクシー券利用枚数が前年比1割強の利用状況との報告がありました。

また、町内の全医療機関を対象にデマンドタクシー利用客の乗車時刻にできるだけ診療、処置等を配慮してもらうよう依頼済みであるとの説明がありました。

公聴広報係では、次年度広報誌等の配布方法について経過報告がありました。

委員より、広報誌の配布方法で相当な経費がかかるのであれば、自治会におろしてはどうかとの意見があり、執行部より、自治会にお願いすることも検討したが、自治会の加入率が全体で約66%である。自治会に加入してない方に配布するため、全戸配布を考えた場合、自治会にお願いすることは現時点では難しいと考えているとの答弁がありました。

人権推進室では、人権啓発事業、長尾会館運営状況について報告。

地方創生推進室関係では、まんのう町ものづくりプロジェクト事業でまんのうひまわりオイルがことしの県産品コンクールで知事賞（最優秀賞）を受賞、また、ひまわりオイルの販売実績の報告、また、まんのうひまわりオイルの無料配布について説明がありました。

商工観光では、太鼓台かきくらべでは太鼓台6台、参加者は約2,000人、また、かりんまつりの参加者は8,980人との報告。

委員より、太鼓台かきくらべで、太鼓台が参加6台は当初の半分以下の数であるのだが、今後も継続するののかとの質疑があり、執行部より、かきくらべの趣旨を考えると、より多くの太鼓台に御協力をいただいて継続していきたいが、今以上に台数や参加者が少なくなれば、今後の実施方法について考えていく必要があるとの答弁がありました。

買物支援事業では、現在、移動買い物支援を琴南地区や仲南地区で実施している。今回、満濃地区を対象に民生委員に協力依頼し、ニーズ調査を実施。94人が何らかの買い物支援が必要と回答。次年度から商工会に委託し、移動買い物支援を実施していきたいとの報告がありました。

その他では、先般の全員協議会において、農村地域産業導入実施計画で、吉野の農地へ企業誘致について説明があったが、事業者より取り下げの連絡があったことを受け、この計画から当該農地を除外することを決定したとの報告がありました。

委員より、今回、企業の工場誘致が中止になったことは残念である。これを踏まえ、今後は町として誘致できるような用地を二、三カ所、山林からでも場所を選定し、確保できるような計画をお願いしたいとの意見がありました。

執行部より、立地希望する企業側にとっては、幹線道に近く造成費が安価な場所が理想だが、多様な業種があるため、どういう用地に立地したいか、そのあたり、来年度、用地を調査し、選定していきたいと考えているとの報告がありました。

次に、税務課より、所管事務調査の報告の前に、固定資産税の課税誤りについて発見に至った経緯、その後の対応等について詳細な報告がありました。

続いて、町税等徴収状況の報告がありました。

次に、会計室より、前回の所管事務調査以後、会計については適正に処理できているとの報告がありました。

次に、琴南支所より、事業報告、琴南農改センター、琴南総合センターの利用実績について報告があり、8月13日に実施したことなみサマーフェスタは約2,000名の方の来場があった。また、9月23日の島ヶ峰そば花見会には約200名の参加があったとの報告がありました。

次に、仲南支所より、事業報告、町マイクロバス運行実績、仲南支所周辺整備等工事進捗状況についての報告があり、9月16日の仲南地区町民バレーボール大会では、参加者が70チームで383人との報告がありました。

以上、所管事務調査を終え、午前11時50分に委員会を閉会いたしました。

以上で、総務常任委員会の委員長報告を終わります。

**○田岡秀俊議長** これをもって、総務常任委員会の所管事務調査に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○田岡秀俊議長** 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。  
ここで、議場の時計で10時45分まで休憩といたします。

**休憩 午前10時31分**

**再開 午前10時47分**

**○田岡秀俊議長** それでは休憩を戻して、会議を再開いたします。

#### **日程第8 報告第1号 専決処分の報告について（給食費滞納等の請求事件）**

**○田岡秀俊議長** 日程第8、報告第1号 専決処分の報告について（給食費滞納等の請求事件）を議題といたします。

提出者から報告の内容説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** ただいま上程されました、報告第1号 専決処分の報告（給食費滞納等の請求事件）について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定された事項に基づき、平成30年9月20日付で別紙専決処分書のとおり専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

概要といたしましては、給食費の滞納者に対し督促等再三の納付指導を行ってまいりましたが、その履行がなされないため、支払い督促の申し立てを丸亀簡易裁判所に行ったものでございます。

本件につきましては、債権額が1万5,400円であり、債務者からの異議申し立てもなかったことから、10月31日付で仮執行宣言つき支払い督促が確定しており、現在、債権差し押さえ命令の申し立てを行う準備として、顧問弁護士によって預金等財産の確認を行っておるところでございます。

以上、専決処分の報告とさせていただきます。

**○田岡秀俊議長** 本案は、議会の委任による専決処分のため、承認を要しませんので、これをもって報告を終わります。

#### **日程第9 報告第2号 専決処分の報告について（給食費滞納等の請求事件）**

**○田岡秀俊議長** 日程第9、報告第2号 専決処分の報告について（給食費滞納等の請求事件）を議題といたします。

提出者から報告の内容説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** ただいま上程されました、報告第2号 専決処分の報告（給食費滞納等の請求事件）について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定された事項に基づき、平成30年10月1日付で別紙専決処分書のとおり専決処分しました

ので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

概要としまして、専決第5号から第7号までのいずれも給食費等の滞納者に対し督促等再三の納付指導を行ってきましたが、その履行がなされないため、支払い督促の申し立てを裁判所に行ったものでございます。

専決第5号につきましては、債権額が19万6,540円であり、10月25日に善通寺簡易裁判所において、分割支払いによる和解調書が作成されたものでございます。

専決第6号につきましては、債権額が6万9,160円ありますが、現在のところ、丸亀簡易裁判所からの支払い督促命令を債務者が受け取っておらず、顧問弁護士によって送達先を調査しておるところでございます。

専決第7号につきましては、債権額が2万6,950円であり、11月13日に丸亀簡易裁判所において、分割支払いによる和解調書が作成されたものでございます。

以上、専決処分の報告といたします。

**○田岡秀俊議長** これをもって、報告内容の説明を終わります。

本案は、議会の委任による専決処分のため、承認を要しませんので、これをもって報告を終わります。

## **日程第10 議案第1号 まんのう町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について**

**○田岡秀俊議長** 日程第10、議案第1号 まんのう町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** ただいま上程されました、議案第1号のまんのう町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、その提案理由を申し上げます。

本条例の一部改正につきましては、一般職及び特別職の給与改正に準じて期末手当率の引き上げ改正を行うものでございます。

概要といたしましては、第1表の第5条関係として、平成30年12月支給分を100分の167.5に改正を行うものであります。

次に、施行日が平成31年4月1日となっております第2表として、平成31年6月及び12月支給分をともに100分の165に改正を行うものでございます。

御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

**○田岡秀俊議長** これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○田岡秀俊議長** 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第1号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○田岡秀俊議長** 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は委員会の付託を省略することに決定しました。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○田岡秀俊議長** 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第1号 まんのう町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○田岡秀俊議長** 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### **日程第11 議案第2号 まんのう町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について**

**○田岡秀俊議長** 日程第11、議案第2号 まんのう町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** ただいま上程されました、議案第2号の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、その提案理由を申し上げます。

本条例の一部改正は、一般職の給与改正に準じて期末手当率の引き上げ改正を行うものです。

概要といたしましては、第1表の第5条関係として、平成30年12月支給分を100分の167.5に改正を行うものであります。

次に、施行日が平成31年4月1日となっております第2表として、平成31年6月及び12月支給分をともに100分の165に改正を行うものでございます。

御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

**○田岡秀俊議長** これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

5番、竹林昌秀君。

**○竹林昌秀議員** 議員のと特別職のと職員の三本立てですね。どれも上げ幅は同じであります。これは人事院勧告とか県の人事委員会の答申とか、それにのっとったものであるのかどうかをお伺いしたい。これが一点。

それからもう一つは、この周辺の市町村において、同様の対応をとるのかどうか、近隣の動向を伺っておきたいと思います。

○田岡秀俊議長 答弁、総務課長、長森正志君。

○長森総務課長 竹林議員さんの御質問にお答えしたいと思います。

ただいま上程させていただいております案件4件になりますけども、それにつきましては、国の人勸及び県の人事委員会の勧告、それにのっとなってしているものでございまして、近隣の市町、それと県にも確認したところ、今12月議会において、大部分の市町が上程するということでは確認させていただいております。よろしく願いいたします。

○竹林昌秀議員 了解しました。

○田岡秀俊議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 これをもって、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第2号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は委員会の付託を省略することに決定しました。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第2号 まんのう町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## 日程第12 議案第3号 まんのう町職員の給与に関する条例の一部改正について

○田岡秀俊議長 日程第12、議案第3号 まんのう町職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第3号のまんのう町職員の給与に関する条例の一部改正について、その提案理由を申し上げます。

平成30年の人事院勧告及び香川県人事委員会勧告に基づく国家公務員や他の地方公共

団体の職員との権衡等を考慮し、給料表及び諸手当を改正するものでございます。

概要といたしましては、第1表の第17条として宿日直手当額を6,600円に改正するものであります。これは、規則において年末年始の公休日に当たる期間に適用させるものでありますが、現在は本庁舎における宿日直を委託しておりますので、勧告に従った改正でございます。

次に、第18条の2関係として、平成30年4月1日に遡及して、医療職の初任給調整手当の月額を41万4,800円に改正を行うものでございます。

次に、第21条第2項関係として、平成30年12月に支給する勤勉手当の一般職の支給率を100分の95に改正し、あわせて再任用職員について100分の47.5に改正を行うものでございます。

また、第4条関係、別表第1及び別表第2として、平成30年4月1日に遡及して、行政職給料表及び医療職給料表の引き上げ改正を行うものでございます。

次に、第2表として、以下の項目については、施行日が平成31年4月1日となっております。

第20条では、期末手当の一般職の支給率を6月期末、12月期末とも100分の130に平準化改正し、あわせて再任用職員についてもともに100分の72.5に平準化し、改正するものであります。

第21条では、勤勉手当の一般職の支給率を6月勤勉、12月勤勉とも100分の92.5に改正し、あわせて再任用職員について100分の45に改正するものであります。

また、第4条では、行政職給料表のうち、5級に8号給の増設を行う改正であります。これは、職員の在職実態等を踏まえ、香川県人事委員会勧告に準じたものでございます。

なお、補足資料香川県・人事院勧告抜粋をタブレットの定例会議案書にあわせて添付しておりますので、お目通しください。

御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

**○田岡秀俊議長** これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○田岡秀俊議長** 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案3号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○田岡秀俊議長** 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は委員会の付託を省略することに決定しました。

これより、討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第3号 まんのう町職員の給与に関する条例の一部改正についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

### 日程第13 議案第4号 まんのう町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

○田岡秀俊議長 日程第13、議案第4号 まんのう町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第4号 まんのう町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について、その提案理由を申し上げます。

平成30年の人事院勧告及び香川県人事委員会勧告に基づく国家公務員や他の地方公共団体の職員との権衡等を考慮し、給料表を改正するものでございます。

概要といたしましては、第7条として、平成30年4月1日に遡及して、任期付職員の給料表の引き上げ改正を行うものでございます。なお、この給料表は特定任期付職員としての給料表であり、現在、防災アドバイザーが対象となっております。

御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案4号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は委員会の付託を省略することに決定しました。

これより、討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第4号 まんのう町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**田岡秀俊議長** 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第14 議案第5号 まんのう町印鑑条例の一部改正について

○**田岡秀俊議長** 日程第14、議案第5号 まんのう町印鑑条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○**栗田町長** ただいま上程されました、議案第5号のまんのう町印鑑条例の一部改正について、その提案理由を申し上げます。

住民のサービス向上を目的として、平成31年4月から開始予定の証明書コンビニ交付サービスにおいて印鑑証明書の発行を行うため、条例の一部を改正するものでございます。

個人番号カードの交付を受けた印鑑登録者が、個人番号カードと暗証番号により、民間事業者が設置する端末機であるコンビニ等の多機能端末機から印鑑証明書の交付を受けるための手続について、条文を加えるものでございます。

附則につきましては、施行日を平成31年4月1日とするものでございます。

御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○**田岡秀俊議長** これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**田岡秀俊議長** 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案5号は、教育民生常任委員会に付託いたします。

#### 日程第15 議案第6号 塩入辺地に係る総合整備計画の策定について

○**田岡秀俊議長** 日程第15、議案第6号 塩入辺地に係る総合整備計画の策定についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○**栗田町長** ただいま上程されました、議案第6号の塩入辺地に係る総合整備計画の策定について、その提案理由を申し上げます。

辺地に係る公共的な施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第2条第1項で定義される辺地は、まんのう町においては、仲南地区の塩入辺地、本目辺地、琴南地区の勝川辺地、川奥辺地の4地域となっております。同法第3条第1項の規定に基づく当該辺地に係る総合整備計画が平成30年度をもって終了することから、平成31年度か

ら平成35年度までの5カ年の総合整備計画を定めようとするものであり、同条同項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

当該計画に登載されることにより、地方交付税において有利な措置を受けることのできる辺地対策事業債の発行が可能となります。

塩入辺地に係る総合整備計画の策定につきましては、現在の計画に引き続き、林道塩入三野舗装事業の実施を計画するものでございます。

なお、辺地の概況、整備を必要とする事情及び整備計画は、おのおのの別紙総合整備計画書に、また、辺地の区域や個別計画につきましては参考資料に示しております。

御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

**○田岡秀俊議長** これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

5番、竹林昌秀君。

**○竹林昌秀議員** 町長の提案理由によりますと、有利な辺地対策事業債を調達できると説明されました。これはほかの起債に比べてどのような差異があつて、どの程度有利なものなのか、その有利な中身の実質を御説明いただきたいと思います。

**○田岡秀俊議長** 企画観光課長、常包英希君。

**○常包企画観光課長** 竹林議員の御質問にお答えいたします。

辺地債の場合は事業の充当率100%、それで元利償還金の80%を交付税措置となっております。

また、過疎債におきましては、充当率同じく100%ですけれども、元利償還金の70%の交付税措置、合特債につきましては、充当率事業の95%、元利償還金の70%を交付税措置となっております。以上です。

**○田岡秀俊議長** 再質問、5番、竹林昌秀君。

**○竹林昌秀議員** 元利償還金の8割を地方交付税で裏補填してくれるという非常に有利な仕組みを調達されること、事務方の調査研究の成果とお礼を申し上げたいと思います。

私の経験では、塩入温泉を整備するときに、2年間で三億数千万円辺地再調達したと思います。県の年間の枠が七、八千万円だったと思いますけれども、県との協議では到底無理だということでありまして、総務本省に持ちかけると、北海道の枠、九州の枠、そういう総合調整の中ですと、時間をかけて調整すれば、そういう大きな額が調達できることもあるわけです。事務方とのレベルとの調整だけではなくて、積極的に政府本省に働きかける粘り強い対応とか、そういうのがあれば、この後も有利なものを使えるものだろうと思います。こうした運用をしていただいて、今、企画課長が説明されたほかにも、合併特例債で7割補填のを使っておりますから、現在、本町が調達している資金は7割とか8割の裏補填がある仕組みばかりを使っているということだと思います。積極的な資金調達の出る財政運用を御期待申し上げます。以上です。

○田岡秀俊議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案 6 号は、総務常任委員会に付託いたします。

#### 日程第 16 議案第 7 号 勝川辺地に係る総合整備計画の策定について

○田岡秀俊議長 日程第 16、議案第 7 号 勝川辺地に係る総合整備計画の策定についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第 7 号 勝川辺地に係る総合整備計画の策定についての提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、さきに御説明いたしました議案第 6 号と同様の理由による辺地に係る公共的な施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 2 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

勝川辺地に係る総合整備計画は、前計画に引き続き、林道家六線改良事業、林道大川真鈴線舗装事業を継続実施すること、降雪により住民が利用する生活道が不通となることを防ぐために除雪用の小型ホイールローダを購入し、配備する除雪機整備事業を新たに計画に加えるものでございます。

なお、辺地の概況、整備を必要とする事情及び整備計画は、おのこの別紙総合整備計画書に、また、辺地の区域や個別計画におきましては参考資料をつけておりますので、よろしく願いいたします。

以上、御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○田岡秀俊議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第 7 号は、総務常任委員会に付託いたします。

#### 日程第 17 議案第 8 号 まんのう町特別養護老人ホームの指定管理者の指定について

#### 日程第 18 議案第 9 号 まんのう町琴南高齢者ふれあいランドの指定管理者の指定について

#### 日程第 19 議案第 10 号 まんのう町琴南高齢者生活福祉センターの指定管理者について

○田岡秀俊議長 日程第 17、議案第 8 号 まんのう町特別養護老人ホームの指定管

理者の指定について、日程第18、議案第9号 まんのう町琴南高齢者ふれあいランドの指定管理者の指定について、日程第19、議案第10号 まんのう町琴南高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について、以上、議案第8号から議案第10号までの3議案について、会議規則第37条により一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** ただいま一括して上程されました、議案第8号から議案第10号までの3議案につきまして、その提案理由を説明申し上げます。

第8号議案から第10号議案までは、現在、社会福祉法人正友会を指定管理者とする特別養護老人ホームやすらぎ荘、琴南高齢者ふれあいランド、琴南高齢者生活福祉センターの指定管理の期間が平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間となっております。平成30年度末をもって指定管理の期間が終了いたします。

このことから、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間について、引き続き、社会福祉法人正友会を指定管理者に指定するものでございます。

指定管理者の選定につきましては、社会福祉法人正友会が町内において特別養護老人ホーム2施設、グループホーム1施設を管理運営するほか、介護事業等に豊富な実績を有するとともに、施設間における弾力的かつ効率的な人事管理及び財務管理を可能なものとし、経営的に厳しい小規模施設群の運営が期待できます。

また、約25年間にわたる施設運営が適正かつ安定したものとなっております。

以上のようなことから、地方自治法及び公の施設の指定管理者に関する条例に基づき、指定管理者の指定を行おうとするものでございます。

御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

**○田岡秀俊議長** これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

5番、竹林昌秀君。

**○竹林昌秀議員** 地方自治法は公の施設は設置条例をもって町の責務を定め、住民の権利の間を定立するということになっております。やすらぎ荘ほか二つの施設、この三つの今回指定管理者とされる施設は公の施設でありまして、本来は直営のところを指定管理者に運営を行わせるということでありまして、この指定管理者の法理といいますか、この構成がどうなっておるのか、町長の理解しているところの御説明をいただきたいと思っております。管理委託制度とどう違うのかということにお答えいただきたらと思っております。

**○田岡秀俊議長** 答弁、企画観光課長、常包英希君。

**○常包企画観光課長** 竹林議員の御質問にお答えいたします。

指定管理制度と業務委託の違いということでございますけれども、幾つかございます。

まずは受託主体のほうで指定管理者のほうは法人、その他の団体ということでございます。業務委託のほうは特段その限定はございません。

また、法的性格につきましては、管理代行ということで指定管理のほうは指定により公の施設の管理権限を指定を受けたものに委任ということになってございます。業務委託のほうは私法上の契約関係ということになってございます。

また、大きなところで、公の施設の管理権限というところで、指定管理制度のほうは指定管理者が有するようになってございますけれども、業務委託のほうは設置者たる地方公共団体が有するというようになってございます。

また、細かいところはさまざまございますけれども、そのあたりということでもよろしくお願ひしたいと思ひます。

**○田岡秀俊議長** 再質問、5番、竹林昌秀君。

**○竹林昌秀議員** 運営を委ねることは同じでありますけれども、使用許可とか使用の取り消しという行政処分、それから、その施設が受け取るようになっておる使用料とか、それを指定管理者に入れることができる。あるいは施設統制権、施設内の警察権みたいな、要は町長の代理者ということであつて、行政の権限を委ねるところが指定管理者です。これを更新するとなると、町長から現行の正友会を評価する概括的な話はありませんけれども、その個別具体を委員会審議の中で御説明いただきたいと思ひます。

私が期待するのは、指定管理者条例と規則が定めておる資料に基づいて正友会の運営を評価していただきたいということです。私も基本的には非常に立派な運営をされて、よそと違う次元の運営をされている法人だとは思つておるんですけども、そう努力してくれている正友会を高く評価してあげるといふ具体が欲しいですね。そうすると、町との信頼関係は深まりますし、町がこのように運営してほしいという注文をつけるころと、正友会のノウハウという相乗効果で住民への福利厚生は増進されるんだらうと思ひます。

そうした公と民とが力を合わせる仕組みとして指定管理者を運用される視点から、これまでの運営内容を評価委員会が毎年評価することになってますね。毎年できなかった年もあるでしょうけれど、とりあえずその評価の内容をお伺ひしたい、三つの施設ごとにですね。

それから、指定管理者審議会が専門性のある委員を起用して、それを審査することになってますね。そこに提出される資料がありますよね。それは条例規則で決めてあるんで、それに基づく評価をこの後の委員会審議に提出されることを要望しておきたい。以上であります。

**○田岡秀俊議長** ただいまの質疑につきましては、委員会付託を予定しておりますので、その中でということをお願いしたいと思ひます。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○田岡秀俊議長** これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第8号から議案第10号は、総務常任委員会に付託いたします。

なお、関連がありますので、教育民生常任委員会との合同審査といたします。

## **日程第20 議案第11号 平成30年度まんのう町一般会計補正予算（案）第4号**

**○田岡秀俊議長** 日程第20、議案第11号 平成30年度まんのう町一般会計補正予算（案）第4号を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** ただいま上程されました、議案第11号の平成30年度まんのう町一般会計補正予算（案）第4号について、その提案理由を申し上げます。

1ページをお開きください。

第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,392万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ117億1,060万1,000円とするものでございます。

第2条の地方債の補正は、5ページの第2表をごらんください。

これは、起債の目的にあるそれぞれの事業について、追加及び変更分を記載いたしております。

それでは、補正予算事項別明細書により歳入の補正に関する主なものを御説明申し上げます。

11ページをお開きください。

第12款分担金及び負担金は402万1,000円の増額でございます。これは、第1項分担金、第1目農林水産業費分担金において、小規模ため池防災特別対策事業分担金を159万円増額し、第2項負担金、第1目総務費負担金において、過年度分の租税債権管理機構負担金調整額を243万1,000円追加計上いたしております。

12ページをお開きください。

第14款国庫支出金は781万2,000円の増額でございます。これは、第1項国庫負担金、第1目民生費国庫負担金において、子どものための教育・保育給付費負担金を7万2,000円増額し、第2項国庫補助金、第4目土木費国庫補助金において、社会資本整備総合交付金を220万円減額、第6目災害復旧費国庫補助金において、現年度道路橋りょう及び河川災害復旧費補助金を合わせて967万1,000円増額いたしております。

また、第3項国庫委託金、第2目民生費国庫委託金におきましては、国民年金事務委託金を26万9,000円増額いたしております。

13ページをごらんください。

第15款県支出金は1,847万4,000円の増額でございます。これは、第1項県負担金、第1目民生費県負担金において、子どものための教育・保育給付費を48万9,0

00円増額し、第2項県補助金、第4目農林水産業費県補助金において、小規模ため池防災特別対策事業補助金を1,798万5,000円増額計上いたしております。

14ページをお開きください。

第18款繰入金488万5,000円の減額は、財政調整基金繰入金の減額であります。

15ページをごらんください。

第21款町債は8,850万円の増額でございます。これは、第1項町債、第1目総務債において、臨時財政対策債を2,470万円増額、庁舎改修事業債を1,890万円追加計上し、第2目民生債において、こども園施設整備事業債及び私立保育所整備事業債を合わせて2,390万円増額し、第4目農林水産業債において、小規模ため池防災特別対策事業債を1,230万円増額、第6目土木債において、橋梁長寿命化修繕事業債を220万円増額、第7目消防債においては、過疎債の消防車両機器整備事業債を2,090万円減額、緊急防災・減災事業債としてJアラート機器更新事業債を150万円減額し、消防車両機器整備事業債を1,710万円追加計上いたしております。

第8目教育債におきましては、公民館施設整備事業債を710万円増額し、さらに、第9目災害復旧事業債において、現年度道路橋梁及び河川災害復旧事業債を合わせて470万円増額するものでございます。

続きまして、歳出に関する主なものを御説明申し上げます。

16ページをお開きください。

第2款総務費1,937万4,000円増額の補正について、まず、第1目一般管理費において、人事異動等による職員人件費の補正であります。県広域水道企業団派遣職員の人件費などを第4款衛生費第1目上水道費へ組み替えをしており、1,092万9,000円の減額としております。

第5目財産管理費においては、主に仲南支所改修工事費1,553万1,000円の追加計上のほか、委託料、需用費合わせて2,459万7,000円の増額といたしております。

第7目自治振興費におきましては、福祉タクシー運行業務委託料を158万4,000円増額、第8目交通安全対策費において、高齢者免許返納業務委託料を50万円、交通安全施設整備工事費を50万円増額しており、第2項徴税费、第2目賦課徴収費において、固定資産過誤納還付金等を合わせて280万円増額しております。

さらに、第3項戸籍住民登録費では、県外旅費を32万2,000円増額いたしております。

17ページをごらんください。

第3款民生費は1,775万5,000円の増額でございます。

第1項第3目障害者福祉費において、心身障害者福祉年金を120万円減額、補助金の清算による償還金を228万5,000円計上し、第4目国民年金費において、中讃広域行政事務組合負担金を26万9,000円増額しております。

第5目人権対策費におきましては、施設改修工事費を30万円増額、第7目臨時福祉給付金給付費においては、償還金を154万2,000円計上しております。

第2項児童福祉費、第1目児童福祉総務費においては、光熱水費を24万円、償還金を106万9,000円増額しており、第2目保育所費におきましては、補助金を30万円減額、償還金を10万円増額しており、さらに、第5目認定こども園費におきましては、共済費135万円、賃金800万円を減額し、光熱水費など需用費を50万円増額、委託料は120万円の減額、工事請負費を2,350万円増額計上いたしております。この工事請負費は高篠こども園屋根改修工事及び旧仲南北保育所の取り壊し工事であります。

18ページをお開きください。

第4款衛生費995万円の補正につきましては、第3項上水道費において、第2款総務費の一般管理費より、県広域水道企業団派遣職員の人件費などを予算組み替えしており、そのことによる県広域水道企業団負担金の増額補正となっております。

19ページをごらんください。

第6款農林水産業費の増額補正3,810万5,000円につきましては、第1項農業費、第5目農地費において、一番右の目の説明欄に記載してありますとおり、工事請負費、委託料など合わせて農道水路管理費に531万5,000円、小規模ため池防災特別対策事業費に3,279万円増額補正いたしております。

20ページをお開きください。

第8款土木費の850万円の補正は、第2項第2目道路橋梁維持費において、賃金、需用費、委託料、工事請負費など維持補修事業費を750万円増額、第3項第3目河川改良費において、業務委託料を100万円増額いたしております。

21ページをごらんください。

第9款消防費は370万円の減額補正です。これは、第1項消防費、第1目常備消防費において、消防車両機器整備事業負担金を370万円減額いたしております。

なお、第3目の防災対策費は特定財源である地方債の減額のみであり、歳出額の増減はありません。

22ページをお開きください。

第10款教育費の813万3,000円の増額補正の主なものは、第2項小学校費、第1目学校管理費において、各小学校の光熱水費及び修繕料で530万円の増額、第2目教育振興費において、臨時アルバイト賃金を132万円増額、第3項中学校費、第1目学校管理費においては、学校給食調理員派遣業務委託料を140万円増額し、第4目PFI事業費では、委託料を600万円減額しております。

また、第5項社会教育費、第2目公民館費において、神野公民館施設整備工事費を470万円増額補正いたしております。

23ページをごらんください。

第11款災害復旧費1,580万5,000円の補正は、右端の目の説明欄に記載して

おりますように、委託料、工事請負費合わせて現年度道路橋梁災害復旧事業費を763万円、現年度河川災害復旧事業費を817万5,000円それぞれ増額いたしております。

なお、29ページに地方債の現在高等に関する調書を添付いたしておりますので、お目通しのほどよろしく願いいたします。

以上、議案第11号 平成30年度まんのう町一般会計補正予算（案）第4号につきまして御説明申し上げました。

御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

**○田岡秀俊議長** これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

5番、竹林昌秀君。

**○竹林昌秀議員** 補正予算書の5ページ、私は歳入のところは多分発言する機会が委員会審議でないと思いますので、借り入れの利率ですが、これは前にも申し上げたんですが、4%以内とあります。今の国債の金利、それから民間金融機関の金利からすると途方もない数字でありまして、4%以内と。4%だったら我々議会が認めたことになるわけで、文書主義の行政においてこの4%という表現はいかがなものかと。この3月末までに急激に金利が変動することはあり得ない。借りられない事態が、政府資金がほとんどですから、政府資金は予告を金利変えることありませんね。これは経済実勢から離れておるというので、これはちょっと直してもらえんかというのが一点であります。

それからもう一点は、今回、追加と変更のものがありますけれども、先ほどの辺地債のところでありましたように、現在、今年度借り入れるもののうち交付税補填のあるものがどれなのか、この御説明をいただきたいと思います。

加えて、臨時財政対策債の借り入れ額をどのようにして決めたのか。ほかのは事業費で充当率で決めたんだというのはわかるんですけども、臨時財政対策債を幾ら借りるかという判断基準が私にはわからないので、御説明をいただいたらと。以上、3点であります。お願いします。

**○田岡秀俊議長** 答弁、総務課長、長森正志君。

**○長森総務課長** 竹林議員さんの質問にお答えしたいと思います。

まず、利率、5ページの案件でございますが、これにつきましては、5ページで4%以内としておりまして、これは国や県からの指示とか決まりがあるルール化されているものではございませんで、全国的に見ますと、8%以内としている市、さらには、香川県綾川町などでは5%以内としてございまして、あと丸亀、東かがわ、琴平、まんのうなどでは、当町も含めて4%、あと、善通寺、多度津が3%以内としている市町等がございます。

この利率につきましては、県や各市町によってばらつきもあるのも確かでございますが、表記してありますように、今後、借りかえの段に1%とかしておりますと、それを越えた場合に借り入れができなくなるということもあります。今後、10年、20年先の借りか

え時の予測がつかないということもあって、4%ということの設定はさせていただいておるわけなんです、いずれにしても、4%で借りることではなくて、以内ということ御理解いただけたらありがたいかなと思っております。

あとの質問については、今、ちょっと手元に資料ありませんのでお示しできませんが、後の委員会等でお示しさせていただけたらありがたいかなと思いますので、よろしく願いいたします。

**○竹林昌秀議員** 了解しました。後の本議会中に御説明いただいたら。

それから、金利のことはやはり町役場が経済実勢を見た運営をする物の考え方になってもらいたいわけで、普通考えると、今、4%というのはちょっとあり得ない数字じゃないかなと思います。それも総務常任委員会の中で相談してみてください。私の言うとおりする必要はないわけですが、私の物の見方をお伝えしておきます。

**○田岡秀俊議長** ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○田岡秀俊議長** これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第11号は、総務常任委員会に付託いたします。

## **日程第21 議案第12号 平成30年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算(案)第1号**

**○田岡秀俊議長** 日程第21、議案第21号 平成30年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算(案)第1号を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** ただいま上程されました、議案第12号の平成30年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算(案)第1号について、その提案理由を申し上げます。

33ページをお開きください。

第1条第1項で、歳入歳出それぞれ320万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,380万円とするものでございます。

それでは、事項別明細書41ページをお開きください。

歳入では、第1款後期高齢者医療保険料において、第1目特別徴収保険料を282万9,000円、第2目普通徴収保険料を37万1,000円それぞれ増額計上いたしております。

42ページをお開きください。

これに対する歳出といたしまして、第3款諸支出金、第1目保険料還付金において、保険料還付金を320万円増額計上いたしております。

以上、議案第12号 平成30年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算(案)第1号につきまして御説明申し上げます。

御審議の上、御議決賜わりますようよろしくお願いたします。

**○田岡秀俊議長** これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

5番、竹林昌秀君。

**○竹林昌秀議員** 私は当該の教育民生常任委員会に所属するわけでありますが、その委員会において提出を求めたいのは、本補正予算を可決すると、2億7,380万円の歳出歳入の総額になると。これは、本町が後期高齢者の保険料を集めたもの、これを県全体の広域連合へ送るだけの会計ですよね。医療費の支出自体は県の広域連合で出ているわけで、県の広域連合では恐らく32億円か33億円の本町の医療費分が動いているだろうと思います。それをちょっと承知したいわけで、広域連合で説明されている資料を本議会の委員会において補足で説明していただけたらと願するわけです。

そして、本町の高齢者医療が、中身がほかの市町村と比べてどういう医療費がかかっておるのか、本町医療費の特性ですね。例えば筋肉、関節とかそういうところが高く出る傾向がかつてはあったような気がしますが、その医療費から見る本町後期高齢者医療の疾病の特性の説明をどこかで受けたいということでもあります。以上、願申し上げます。

**○田岡秀俊議長** 福祉保険課長、佐喜正司君。

**○佐喜福祉保険課長** 竹林議員さんの質問にお答えいたします。

教育民生常任委員会の中で後期高齢者医療費につきましての疾病特性、また、まんのう町の額、それから県全体の額などについて御説明を申し上げたいと思いますので、どうぞよろしく御理解をお願いします。

**○田岡秀俊議長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○田岡秀俊議長** これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第12号は、教育民生常任委員会に付託いたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

なお、次回会議の再開は、12月5日、午前9時30分といたします。本議場に御参集願います。

本日はこれで散会といたします。

**散会 午前11時50分**

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成30年12月4日

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員